資料－６

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

基本協定書

（案）

防衛省

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）　基本協定書

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）に関して、分任支出負担行為担当官　防衛装備庁調達事業部長●●●●（以下「甲」という。）と代表企業及び構成員（以下総称して「乙」という。）との間で、以下の通り基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　「アドバイザー」とは、甲又は乙が本事業又は本事業の入札手続等に関して業務を委任した者をいう。

二　「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。

三　「構成員」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務等を事業者から直接受任し、又は請け負うとともに事業者に出資する日本国法人のうち、提案書類において構成員として定められる、代表企業以外の者をいう。

四　「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。

五　「事業契約」とは、甲と事業者との間で締結する本事業に関する事業契約をいう。

六　「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として乙により設立される特別目的会社をいう。

七　「出資者」とは、提案書類に基づいて事業者の株主となる日本国法人をいう。

八　「代表企業」とは、本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、本事業に関する各業務を事業者から直接受任し、又は請け負うとともに事業者に出資する日本国法人のうち、提案書類において代表企業として定められる者をいう。

九　「提案書類」とは、乙が本事業に関する入札手続において甲に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。

十　「入札説明書等」とは、甲が本事業に関する入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

（趣旨）

第2条　本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者である乙が、本事業の実施に関する業務を共同して担う者として選定されたことを確認し、第４条の規定に基づき乙が本事業を実施するために今後設立する事業者をして、第７条の規定に基づき甲との間で事業契約を締結せしめ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条　甲及び乙は、乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する業務を共同して担う者として選定されたことを確認する。

２　乙は、入札説明書等を遵守のうえ、乙が提案書類に示された内容を甲に対して提案したこと及び入札説明書等に示された条件をすべて了解していることを確認する。

（事業者の設立及び維持等）

第4条　乙は、遅くとも事業契約の締結日までに、入札説明書等及び提案書類並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行のみを目的とする事業者を設立するものとする。

一　事業者は、会社法に定める株式会社とする。

二　事業者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。

三　事業者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

四　事業者の株主はいずれも日本国法人としなければならない。

五　事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。

六　事業者の定款には、会社法第 107 条第２項第１号イに定める事項についての定めをおくものとし、同法第 107 条第２項第１号ロに定める事項及び同法第 140 条第５項但書に定める事項についての定めを置いてはならないものとする。

七　事業者の定款には、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第 108 条第２項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第 109 条第２項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。

八　事業者の定款には、会社法第 326 条第２項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めをおくものとする。

２　乙は、事業者をして、事業者の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役、設立時監査役を甲に通知せしめるものとする。また、その後、取締役、監査役の選任（再任を含む。）及び退任が生じた場合も同様とする。

３　乙は、事業者をして、事業者の設立登記の申請後速やかに、事業者の定款及び株主名簿を甲に提出せしめるものとする。また、その後、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。ただし、乙は合理的理由なく、事業者の定款を変更させてはならない。

４　乙は、事業期間が終了するまで、事業者に事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

（事業者の出資者）

第5条　乙は、前条第１項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、**別紙１**に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともに、その他の出資者に引き受けさせるものとする。

２　乙は、提案書類に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者をして、**別紙２**の様式による増資計画書を甲に提出せしめるものとする。

３　乙は、事業者の設立時における出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、**別紙３**の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出せしめるものとする。

一　各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において乙によって事業者の全議決権の２分の１を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

二　事業者が本事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、各出資者が保有する事業者の株式（潜在株式を含む。以下同じ。）又は事

業者に対する債権の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式又は債権に担保権を設定する場合には、各出資者は、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うものとする。また、各出資者は、株式譲渡契約書、債権譲渡契約書又は担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出するものとする。

三　前号に規定する場合を除き、各出資者は、事業期間が終了するまで事業者に対する株式又は事業者に対する債権を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。また、各出資者の一部の者に対して他の出資者が保有する事業者の株式又は事業者に対する債権の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うものとする。

四　各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、**別紙３**の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

五　事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使するものとする。

六　各出資者は、現に反社会的勢力に該当してはならず、かつ、将来にわたって反社会的勢力に該当してはならないものとし、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないものとする。

(1)　暴力的な要求行為
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

４　乙は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、前項各号に定める事項を誓約せしめ、**別紙３**の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめるものとする。

（株主間契約の締結等）

第6条　乙は、出資者をして、前条第３項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結せしめ、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結までに甲に提出せしめるものとする。

２　乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせしめる。なお、この場合においては、乙は、当該変更後の出資者をして、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出せしめるものとする。

（事業契約の締結）

第7条　甲及び乙は、入札説明書等及び提案書類に基づき、甲と事業者との間において令和●年●月●日を目途として事業契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をするものとする。

２　乙は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重するものとする。
３　甲は、入札説明書等の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
４　甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに以下の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
一　本事業に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号又は同第２号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
二　本事業に関し、独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が第８条第１号若しくは同第２号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
三　納付命令又は排除措置命令により、乙又は乙が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第３条又は第８条第１号若しくは同第２号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
四　本事業に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

（準備行為）

第8条　乙は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
２　乙は、事業者の設立に際して、設立以前に乙が行った準備行為を事業者に引き継ぐものとする。

（資金調達協力義務）

第9条　乙は、提案書類に従い、事業者に出資するとともに、その他の出資者をして事業者に出資せしめるものとする。
２　乙は、提案書類に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。
３　乙は、提案書類に従って行う場合を除き、事業者の資本金の額を減少させてはならないものとする。

（業務の委任等）

第10条　乙は、事業者をして、本事業に関する主要な業務を、**別紙４**の記載に従って、それぞれ委任し、又は請け負わせるものとする。

２　乙は、本事業に関する主要な業務に関して、**別紙４**の記載に従って自ら受任者又は請負人として、事業者との間で委任契約又は請負契約を締結するものとする。

（事業契約の不成立）

第11条　甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（談合等不正行為があった場合の措置）

第12条　事業契約締結後において、事業契約に関し、第７条第４項第一号ないし第四号のいずれかの事由が生じた場合（ただし、第一号については納付命令が確定したとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）若しくは課徴金の納付を命じない旨の通知がなされた場合、第二号については排除措置命令が確定した場合、第三号については納付命令又は排除措置命令が確定した場合、第四号についてはその刑が確定した場合に限る。）又は納付命令若しくは排除措置命令が確定した場合であって、事業契約が解除されないときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約代金額（契約代金額の変更があった場合には、変更後の契約代金額。次項において同じ。）の100分の10に相当する金額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　第７条第４項第四号の場合であって、その刑が確定した場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約代金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約代金額の100分の５に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第７条第４項第一号に規定する納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があり、当該納付命令が確定したとき。

二　第７条第４項第四号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（遅延利息）

第13条　乙が前条に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における「国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示」（昭和32年大蔵省告示第８号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（秘密保持）

第14条　甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、甲又は乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー又は本事業に融資等を行う金融機関等に対し、事業契約と同等の秘密保持義務を課

して開示する場合、又は甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第15条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

２　本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 11 条ないし第 14 条及び第 17 条の規定の効力は存続するものとする。

３　乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させるものとする。

（協議）

第16条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第17条　本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和●年●月●日

甲

住所 東京都新宿区市谷本村町 5-1

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長　●●　●●

乙

代表企業
住所　●
商号　●
氏名　●

構成員
住所　●
商号　●
氏名　●

別紙１　設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額　　：●円
事業者の発行可能株式総数　　：●株
事業者の発行済株式の総数　　：●株

出資者（代表企業）
商号　　：●
所在地　　：●
出資額　　：●円
引き受ける株式の総数　　：●株
引き受ける株式の種類　　：普通株式

出資者（構成員）
商号　　：●
所在地　　：●
出資額　　：●円
引き受ける株式の総数　　：●株
引き受ける株式の種類　　：普通株式

別紙２　増資計画書の様式

令和【●】年【●】月【●】日

分任支出負担行為担当官
　防衛装備庁調達事業部長　●●　●●　殿

【事業者の商号】
【事業者の所在地】
【事業者の代表者】

増資計画書

　民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関して、事業者は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時
事業者の資本金の額　　：【●】円
事業者の発行可能株式総数　　：【●】株
事業者の発行済株式の総数　　：【●】株

増資後（令和【●】年【●】月【●】日）
事業者の資本金の額　　：【●】円
事業者の発行可能株式総数　　：【●】株
事業者の発行済株式の総数　　：【●】株

増資する出資者及びその他の出資者
商号　　【商号】
所在地　　【住所】
代表者　　【役職】　【氏名】
出資額　　【●】円
増資時に引き受ける株式の総数　　【●】株
増資時に引き受ける株式の種類　　【●】株式

別紙３　出資者誓約書の様式

令和【●】年【●】月【●】日

分任支出負担行為担当官
　防衛装備庁調達事業部長　●●　●●　殿

出資者誓約書

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）に関して、分任支出負担行為担当官　防衛装備庁調達事業部長　●●●●（以下、「甲」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】及び【構成員の商号】並びに【その他の出資者の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

記

１　事業者が、令和【●】年【●】月【●】日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。また、事業者の株主はいずれも日本国法人であること。
２　事業者の本日現在における議決権の総数は【●】個であり、うち【●】個を【●】が、【●】個を【●】が、及び【●】個を【●】が、それぞれ保有していること。
３　事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の２分の１を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中最大とはなっていないこと。
４　当社らは、事業者の株主構成に関し、前項の条件を事業期間（事業契約に定める意味を有する。）が終了するまで維持すること。
５　事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、第３項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
６　事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式（潜在株式を含む。以下同じ。）又は事業者に対する債権の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式又は債権に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、株式譲渡契約書、債権譲渡契約書又は担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
７　前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は事業者に対する債権を保有するものとし、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に甲の書面による承諾を得て行うこと。
８　当社らは、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、基本協定書（事業契約に定める意味を有する。以下同じ。）別紙３の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出せしめること。

９　当社らは、以下のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(1)　暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞がある団体をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3)　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う虞がある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）

(4)　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(5)　総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(6)　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(7)　特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8)　その他前各号に準ずる者

(9)　前各号に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること

(10)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(11)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(12)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること

(13)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

１０　当社らは、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

出資者（代表企業）
住所【●】
商号【●】
代表者　【役職】　【氏名】

出資者（構成員）
住所【●】
商号【●】
代表者 【役職】　　【氏名】

出資者（構成員）
住所【●】
商号【●】
代表者 【役職】　　【氏名】

出資者（その他の出資者）
住所【●】
商号【●】
代表者 【役職】　　【氏名】

別紙４　業務の委任又は請負企業一覧

（１）船舶調達業務
商号又は名称　：●
所在地　　：●

（２）船舶維持管理業務
商号又は名称　：●
所在地　　：●

（３）船員雇用・養成業務
商号又は名称　：●
所在地　　：●

（４）船舶運航業務
商号又は名称　：●
所在地　　：●

（５）全般管理業務
商号又は名称　：●
所在地　　：●